

議 事 録

1. 会議の名称 平成28年度第1回池田市都市計画審議会
2. 開催日時 平成28年8月10日(水)
午前10時00分～午前10時30分
3. 開催場所 池田市役所3階議会会議室
池田市城南1丁目1番1号
4. 出席者 別紙のとおり
5. 議 題 審議案件
第1号 役員の選出について
第2号 北部大阪都市計画風致地区の変更について
(市決定)
6. 議事経過 別紙のとおり
7. 公開・非公開の別 公 開
※非公開の理由
8. 傍聴者数 0 名
9. 問合せ先 池田市都市建設部まちづくり・交通課
(072) 752-1111 内線364
(072) 754-6262 (ダイヤルイン)
mail : machi@city.ikeda.osaka.jp

平成28年度

第1回池田市都市計画審議会

会 議 録

日 時	平成28年8月10日(水)
	午前10時00分～10時30分
会 場	池田市役所3階 議会会議室

平成28年度 第1回池田市都市計画審議会議題

審議案件

第1号 役員の選出について

第2号 北部大阪都市計画風致地区の変更について（市決定）

以上

委員数 15名

うち出席委員 13名

※ 池田市都市計画審議会条例第6条により、本審議会は成立

会長 安田 孝 委員

林 雅子 委員

中田 博之 委員

森本 豊秋 委員

前田 敏 委員

白石 啓子 委員

三宅 正起 委員

荒木 眞澄 委員

西垣 智 委員

石田 隆史 委員

十川 壽一 委員

中串 喜比子 委員

松室 利幸 委員

市 関 係 者

池田市長	倉 田 薫
副市長	藤 田 雅 也
総合政策部長	松 浦 隆 太
環境部農地緑政課長	西 野 健 一
環境部農地緑政課主幹	福 田 信 太 郎

事 務 局

都市建設部長	鎌 田 耕 治
都市建設部次長兼まちづくり・交通課長	
	小 林 勝 明
まちづくり・交通課副主幹	中 川 雄 司
まちづくり・交通課副主幹	橋 本 直 岐

傍 聴 者 0 名

平成28年第1回都市計画審議会 議事録

一、開会宣言

<資料確認等説明>

二、市長挨拶

<市長挨拶>

三、傍聴希望者及び委員の出欠状況の報告

<事務局報告>

四、第1号議案の審議

(事務局)

第1号議案『役員の選出について』でございます。

議案書の1ページをお開き願います。当審議会の会長と会長代理の選出でございます。

2ページをお開き願います。池田市都市計画審議会条例第5条第1項により会長は学識経験として任命された委員の内から定められております。

以上、説明を終わらせていただきます。どうぞご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

(委員)

会長には昨年に引き続き安田委員にお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

<「異議なし」の声>

(事務局)

ありがとうございます。ただいま委員の皆様から異議なしとご賛同いただきました。従いまして、安田委員に池田市都市計画審議会会長をお願いしたいと存じますが、安田委員いかがでしょうか。

(委員)

皆様方のご推薦をいただきましたので、お引き受けいたします。よろしくお願ひいたします。

(事務局)

ありがとうございます。それでは会長が決まりましたので、これからの議事進行につきましては会長にお願いしたいと存じます。会長よろしくお願ひします。

(会長)

本年度も引き続き会長をお引き受けすることになりました。皆様方のご協力ご支援をいただきまして重責を果たしてまいりたいと考えますのでよろしくお願ひ申し上げます。

次に会長代理の指名でございますが、池田市都市計画審議会条例第5条第3項に、『会長に事故があるとき、又は欠けたときは会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。』とありますので、私から指名させていただきます。本日はご欠席ですが、引き続き加賀委員にお願いしたいと存じます。なお、加賀委員には事前に内諾をいただいておりますので、委員の皆様には了承願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、議案書1ページ目に役員選出の第1号議案がございますので会長の欄に私『安田 孝』、会長代理の欄に『加賀 有津子』とお書きください。

続きまして議案第2号『北部大阪都市計画風致地区の変更について』でございます。事務局より議案の説明をお願ひします。

五、第2号議案の審議

(事務局)

第2号議案として北部大阪都市計画風致地区の変更についてご説明いたします。議案書4ページから8ページとなります。説明につきましては、前の画面にて行いますので画面をご覧ください。変更対象の風致地区名称は待兼山風致地区でございます。

当地区は石橋3丁目に位置しており、今回変更する箇所といたしましては、国道171号の沿道から25mまでの区間まででございます。

変更理由としましては、国道171号の沿道に当たる部分、第1種住居地域の部分ですが、

池田市都市計画マスタープランのうち土地利用の方針において、商業系土地利用などの幹線道路沿道における適切な土地利用の誘導を図るとされておりますが、当該地は風致地区であるために、建ぺい率が60%から40%や外壁後退などの制限により周辺の沿道地域と同様の土地利用が図れない状況であり、沿道地域としての適切な土地利用の誘導を図るために区域の変更を行うものでございます。

本日お配りさせていただきました追加資料をご確認ください。変更内容としましては、第1種住居地域の部分、約0.02haを減とし、区域面積は6.34haから6.32haとなりますが、都市計画決定としての面積は6.3haのまま変更はございません。

なお、本案件につきましては、地権者への説明を行うとともに平成28年5月31日から平成28年6月14日までの2週間、都市計画法第17条による案

の縦覧を行いました。案に対する意見書の提出はありませんでした。

以上、議案第2号の説明を終わります。

(会 長)

議案第2号の説明が終わりました。委員の皆様、何かご意見、ご質問がございましたらよろしくお願ひします。

この地区は、先ほど市長からお話がありました石橋地区のこれからの計画にも少し関係していると思いますが、機会の少ない都市計画審議会ですから直接関係のない意見でもよろしいかと思いますが何かございませぬか。せつかくの機会ですからよろしくお願ひします。

無ければ私の方から質問ですが、実際の変更は200㎡くらいの小さな変更です。

(事務局)

そうでございます。

(委 員)

風致地区の変更する前にはどのような不具合があったのか伺います。

(事務局)

先ほど説明させていただいたのですが、風致地区の規制の中で建ぺい率が60%に指定されているところが、40%に更に規制されることや、外壁後退などの規制で、建替えの際には、周辺の土地利用と同様に土地利用を図れない状態に陥っていました。

(会 長)

よろしいでしょうか。他にご意見などございませぬか。

(委 員)

ご意見などございませぬか。

無いようでございますので、お諮りいたします。議案第2号について原案のとおりご異議ございませぬか。

<「異議なし」の声>

(会 長)

ありがとうございます。議案第2号北部大阪都市計画風致地区の変更については、意義なしですので、原案どおり承認することにいたします。ただちに必要な手続きを事務局にとらせることにいたします。

六、その他

<事務局報告>

七、閉会宣言

(会 長)

ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、慎重審議ありがとうございました。これをもちまして第1回審議会は閉会といたします。まだまだ暑い日が続くと思いますが、皆様どうぞお気をつけてご活躍のほどよろしくお祈いします。誠にありがとうございました。

平成28年 8月18日

池田市都市計画審議会会長 安 田 孝